

多目的球技広場一般利用細則(使用に当たってのルール)

●受付方法

1 予約(抽選)

多目的球技広場の利用予約については、使用日の2か月前の日の属する月の1日から11日までを抽選申込受付期間とし、希望者が重なる場合は12日に花園中央公園管理事務所(野球場内)にて抽選により決定します。また、抽選方法については、花園中央公園管理事務所が指定する方法で行います。

抽選には必ず代表者が出席することとし、代表者が来られない場合は、委任状を必ず持参してください。委任状が無い場合や、当日に来られない場合は受付できませんので、あらかじめご了承ください。

【参考】東大阪市都市公園条例施行規則

別表第3(第4条の2第4項関係)

施設名	抽選申込受付期間	抽選日	当選者使用許可 申請受付期間	先着順使用許可 申請受付期間
多目的 球技広場	使用日の2月前の 日の属する月の1 日から11日まで	使用日の2月前の 日の属する月の12 日	使用日の2月前の 日の属する月の13 日から19日まで	使用日の2月前の 日の属する月の13 日から使用前日まで

【抽選会】

開催日時:利用予定日の2か月前の12日午前10時

開催場所:花園中央公園管理事務所(野球場内)

2 予約の空きがあった場合の受付

抽選会終了後、指定管理者にてグラウンド整備日を設定します。多目的球技広場の空白日について花園中央公園管理事務所の窓口で先着順に受け付けます。ただし、当日受付は致しません。

利用可能日については、東大阪市の広報、指定管理者が運用する東大阪市公園ホームページ(<https://higashiosaka-parks.com/>)、または花園中央公園管理事務所にてお知らせします。

3 利用料金

利用料金は抽選日当日又は、空き日については申し込み当日に、現金でお支払いください。お支払いがなければ他の団体に権利が移行します。

キャンセル期間および料金は、使用日の7日前までに取り消しの場合は50%、6日前からは使用料の全額を徴収します。

- 4 受付時間・場所
9時～17時まで 花園中央公園管理事務所

●利用条件

- 1 市内に在住、在勤または在学する者

●団体登録

- 1 団体登録は、1団体につき代表者1名のみ(厳守)とし、代表者は他団体との重複は認めません。予約に代表者が来られない場合は、委任状を必ず持参してください。委任状が無い場合や、当日に来られない場合は受付できませんので、あらかじめご了承ください。
- 2 団体利用の希望者は事前に団体登録書を花園中央公園管理事務所まで提出してください。
- 3 団体登録が事前にできない場合は、抽選日の午前9時30分までに花園中央公園管理事務所にて団体登録の手続きを行ってください。
- 4 仮に団体名が異なっても、利用者がほぼ同じで同一団体とみなされる場合は、団体申請をお断りする場合があります。あらかじめご了承ください。
- 5 団体申請および予約等に不正があった場合は、予約取り消しを行い、以後一年間の使用を禁止させていただきます。
- 6 数人の個人使用の場合も、団体申請いただけます。事前に花園中央公園管理事務所までお問合せください。
- 7 満20歳に満たない方の登録は認めません。ただし、満20歳に満たない方のうち、満15歳以上の方で、その親権者等の同意があるものについては、この限りではありません。

●利用についてのルール

- 1 利用可能な競技は、サッカー、ラグビー、トラックを使用する陸上のみとします。学校等の運動会での利用は禁止とさせていただきます。
- 2 利用時間は1日4時間としますが、午前のみ・午後のみの使用も可能です。午前・午後の利用者が異なる場合は、準備(30分)、後片付け(30分)を含む3時間利用とします。(半日利用又は1日利用に限定です。)

半日利用

午前の部 9:00～12:00(3時間) 午後の部 12:00～15:00(3時間)

料金:半日当たり 3時間*6500円 陸上トラックのみの場合は3時間*3000円

1日利用

昼食の休憩がある場合 9:00～11:30 12:30～15:00

(11:30～12:30の使用は認めません)

昼食休憩がない場合 9:00～14:00

料金:1日当たり 5時間*6500円 陸上トラックのみの場合は5時間*3000円

- 3 施設の鍵の受け渡しは、利用時間の20分前から、終了後20分以内に花園中央公園管理事務所でを行います。
- 4 ラグビーボールの抜き差しが必要な場合は、施設利用者が行ってください。その場合、事前に花園中央公園管理事務所まで必ず連絡してください。
- 5 利用について、新たなラインは引きません。必要な場合は有料となります。
- 6 芝生内の利用について、芝生の損傷が激しいものは禁止とします。
例)ラダー状の紐を用いた瞬発とび(ラダートレーニング)、スクラム練習、1カ所でのラインアウト等。
当日、禁止行為を見かけた場合は直ちに中止をお願いし、聞き入れてもらえなければ施設利用中止を勧告し、利用料の返還は行わないものとします。
ラグビー・サッカー利用の際、陸上トラックの上を歩くための人工芝を必ず設置し、陸上トラックの上に直接歩いたりしないよう厳守してください。スパイク等でトラックが損傷した場合は、修繕費を請求させていただくことがあります。人工芝は現地で貸し出します。
- 7 雨天時や著しい芝生の損傷など、グラウンドの状態により、管理事務所の判断で施設利用をお断りする場合があります。この場合、利用料は還付します。
- 8 芝生の更新作業等で使用できない日程につきましては、年間計画表をホームページ及び、花園中央公園管理事務所に掲示しています。

●個人利用

- 1 個人利用については大会使用日、一般利用日および自主事業に利用される時間以外の時間で利用できます。利用可能時間はホームページ及び管理事務所で閲覧できます。
- 2 個人利用は管理事務所で確認書に記入の上ご使用いただけます。事故の起こった場合を想定し、2名以上の使用を基準としますが、個人の責任において、おひとりでの使用も可能です。(自主事業とは、火曜・木曜・金曜日の15:00~19:00の時間に東大阪市陸上競技連盟の指導の下に行う陸上の個人利用をさします。)
- 3 個人利用はトラックを使った短距離・中距離・長距離走と、幅跳びとします。
4. 道具の貸し出しはありません。

●その他

細則に取り決めの無い事項については、花園中央公園管理事務所に相談をしてください。